

犬山市議会第61号議案

和解及び損害賠償の額を定めることについて

公務中に発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、公務中に発生した事故に関し、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、相手方と和解する必要があるからである。

